

健康福祉課

健康福祉課は、生活保護法に基づく指定医療機関等の指定、各種補助金等の交付に関する業務、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱等に関する業務、各種養成施設の指定及び指導調査、経営力向上計画に関する業務等を行っています。

1. 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等について

(1) 概要

生活保護法に基づき困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者に対し、国の責任において医療などの給付を行う医療機関等（病院、診療所、薬局、介護老人福祉施設など）を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。

東海北陸厚生局では、上記のうち管内6県に所在する国が開設する医療機関等の指定や変更届の受理などを行っています。

（一口メモ）～公費負担医療～

公衆衛生や社会福祉の観点から国などが特定の対象者に対して、公費によって医療に関する給付を行う制度をいいます。

（各年度3月31日現在）

指定医療機関数		
令和5年度	令和6年度	令和7年度
37	37	37

※ 国の開設する介護機関（介護老人福祉施設など）の指定はありません。

(2) 実績

（単位：件）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活保護指定医療機関			
新規指定	0	0	1
指定の更新	18	7	0
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理	15	25	3
指定辞退の申出の受理	0	0	0
計	33	32	4

（注）令和7年度の新規指定1件は名称及び住所の変更に伴うものであることから、指定医療機関数は令和6年度と同数である。

2. 各種補助金等の交付等について

2-1 施設整備等に係る補助金、交付金の交付

(1) 概要

平成16年度から施設・設備整備に係る補助金などの交付業務を行っており、管内各県等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

(2) 実績

補助金等名	交 付 目 的	令和7年度 交付件数及び交付額
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	保健衛生施設等の施設及び設備の整備に必要な経費の一部を補助することにより、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。 (※) 法令根拠：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条及び第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条	【施設整備】 交付件数 5件 交 付 額 99,454 千円 【設備整備】 交付件数 40件 交 付 額 415,077 千円
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	市町村等が作成した整備計画に基づく事業の実施に必要な経費の一部を交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備を推進する。 (※) 法令根拠：介護保険法等	交付件数 152件 交 付 額 1,329,719 千円
次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等の施設の整備に対して、その経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進する。 (※) 法令根拠：次世代育成支援対策推進法第11条	交付件数 59件 交 付 額 1,725,168 千円

補助金等名	交 付 目 的	令和7年度 交付件数及び交付額
就学前教育・保育施設整備交付金	市町村が作成した保育所、認定こども園等の整備計画に基づく事業の実施に必要な経費の一部を交付することにより、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。 (※) 法令根拠：児童福祉法等	交付件数 187 件 交 付 額 11,585,685 千円
子ども・子育て支援施設整備交付金	「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。 (1) 放課後児童クラブ整備費 子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。 (2) 病児保育施設整備費 病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。 (※) 法令根拠：子ども・子育て支援法等	交付件数 69 件 交 付 額 1,119,539 千円
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	社会福祉法人等が整備する障害福祉サービス事業所等の整備に対して、その費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。 (※) 法令根拠：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等	交付件数 43 件 交 付 額 2,183,685 千円

2-2 義務的経費に係る補助金等の交付

(1) 概要

平成15年度から義務的経費に係る補助金などの交付業務を行っており、管内各県等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

(一〇メモ) ～義務的経費～

国又は地方自治体の歳出のうち、支出することが制度的に法令で義務づけられている経費のことをいいます。

(2) 実績

補助金等名	交 付 目 的	令和7年度 交付先及び交付額
結核医療費国庫負担金	県、指定都市、中核市及び保健所を設置する市が行う結核による入院患者の医療に要する費用等の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。 (※) 法令根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条第2項	交付先 6県11市 交付額 215,898千円
結核医療費国庫補助金	県、指定都市、中核市及び保健所を設置する市が行う結核による一般患者の医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。 (※) 法令根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条第2項	交付先 6県11市 交付額 22,084千円

補助金等名	交 付 目 的	令和 7 年度 交付先及び交付額
原爆被爆者手当交付金	県が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持増進を図る。 (※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第3項	交付先 6 県 交付額 963,205 千円
原爆被爆者葬祭料交付金	県が行う原爆被爆者葬祭料を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげる。 (※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第3項	交付先 6 県 交付額 49,977 千円
原爆被爆者健康診断費交付金	県が行う原爆被爆者の健康診断に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図る。 (※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第2項	交付先 6 県 交付額 15,118 千円

補助金等名	交 付 目 的	令和 7 年度 交付先及び交付額
児童扶養手当給付費 国庫負担金	県又は市町村が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図る。 (※) 法令根拠： 児童扶養手当法第21条	交付先 6 県 118 市町 交付額 16,232,153 千円
特別児童扶養手当事務取扱交付金	県又は市町村が行う特別児童扶養手当の支給に係る事務処理に必要な費用の全部を交付することにより、当該制度の円滑な運営を図る。 (※) 法令根拠： 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条	交付先 6 県 194 市町 交付額 195,098 千円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	県又は市町村が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る。 (※) 法令根拠： 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第25条	交付先 6 県 118 市町 交付額 6,048,500 千円
女性支援費国庫負担金・補助金	県が行う女性相談支援センターでの一時保護、女性自立支援施設での自立支援等の事業に対して、その費用の一部を負担（補助）することにより、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るとともに、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図る。	交付先 6 県 交付額 【負担金】 78,040 千円 【補助金】 199,966 千円

補助金等名	交 付 目 的	令和 7 年度 交付先及び交付額
	(※) 法令根拠：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第22条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条第1項	
児童入所施設措置費等 国庫負担金	県又は市町村が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図る。 (※) 法令根拠：児童福祉法第53条	交付先 6 県 100 市町 交付額 【保護費負担金】 17,662,725 千円 【保護医療費負担】 578,375 千円

2-3 その他予算補助

(1) 概要

補助金等（補助金、負担金、交付金をいう）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、各補助金等交付要綱に基づき、交付額の決定及び確定の処理を標準処理期間内に実施

補助金等名	交 付 目 的	令和 7 年度 交付先及び交付額
子どものための教育・保育給付交付金	子ども・子育て支援法の規定に基づき、市区町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援する。	交付先 6 県 185 市町 交付額 172,288,741 千円
子育てのための施設等利用給付交付金	子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援する。	交付先 6 県 167 市町 交付額 10,620,122 千円

補助金等名	交 付 目 的	令和7年度 交付先及び交付額
子どものための教育・保育給付費補助金	この交付金は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援する。	令和7年度交付実績なし
子ども・子育て支援交付金	地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。	交付先 144 市町村 交付額 18,434,226 千円

2-4 災害復旧費国庫補助金

(1) 概要

社会福祉施設等が、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた場合における当該施設の災害復旧事業に対して、その費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の確保を図っています。

(2) 実績

令和7年度は、「令和6年能登半島地震」、「令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨」等による被害について、調査（査定）を実施し、補助を行いました。

○災害復旧費の執行状況

施設種別	令和7年度 交付施設数	令和7年度 交付額
保健衛生施設等	2件	113,536 千円
社会福祉施設等 (高齢者施設)	161件	1,511,211 千円
社会福祉施設等 (障害者施設)	22件	124,509 千円
児童福祉施設等	76件	315,506 千円
計	261件	2,064,762 千円

（３）その他

～ 令和６年能登半島地震等災害復旧費国庫補助金の交付に関する業務 ～

「令和６年能登半島地震」による被災について、保健衛生施設等、社会福祉施設等及び児童福祉施設等を合わせて、概ね 650 施設（管内自治体からの報告）から被災報告がありました。

①実地調査の迅速化・効率化

厚生労働本省から令和６年４月 25 日付で「令和６年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて」が通知され、以降、机上調査対象が段階的に拡大されるなど、調査の実施にあたり簡素化が図られました。

また、災害復旧事業に係る補助協議額の算出に当たって用いる現地適正単価（複数業者（最低２社以上）から見積書を徴収し、その中で最も安価な金額）について、通知に定める条件に該当する場合は、自治体了承のもと１社見積もりでも協議可能とされました。

さらに、令和６年８月、厚生労働本省及びこども家庭庁より通知が発出され、同通知による条件を満たす場合の机上調査について、リモートによる調査ができることとされ、令和７年度にはリモートによる調査を 45 件実施しました。

②実地調査の実施

関係自治体（富山県、富山市、石川県、金沢市）及び北陸財務局との調整の結果、令和６年６月から県庁（市役所）会議室及び現地（被災施設）において実地調査を開始しました。

実地調査を担当する査定班の構成は、局内から調査官 1 名、全国の厚生（支）局から補助者 1 名の計 2 名体制を基本とし、毎週 2 班派遣しました。

③令和６年能登半島地震による災害復旧費の執行状況

施設種別	令和６年度 交付件数（交付額）	令和７年度 交付件数（交付額）
保健衛生施設等	12件 （135,706千円）	1件 （3,947千円）
社会福祉施設等 （高齢者施設）	85件 （339,908千円）	159件 （1,510,082千円）
社会福祉施設等 （障害者施設）	52件 （122,997千円）	18件 （109,942千円）
児童福祉施設等	72件 （ 95,777千円）	72件 （314,925千円）
計	221件 （694,388千円）	250件 （1,938,896千円）

2-5 財産処分に関する業務

(1) 概要

補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合

(※) は、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

(※) 補助金等の交付の目的に反して使用する、譲渡する、交換する、貸し付ける、担保に供する、取り壊すことなどをいいます。

東海北陸厚生局では、平成16年度から、国庫補助金を受けた社会福祉施設や保健衛生施設がその財産を処分する際の承認や、処分に係る報告書の受理などを行っています。

(2) 実績

(単位：件)

区分	処理件数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
転用	39	12	5
譲渡	27	23	6
貸付	15	16	12
担保	9	4	2
取壊し・廃棄	25	6	2
計	115	61	27

3. 三種病原体等の所持又は輸入の届出等について

3-1 三種病原体等の所持又は輸入の届出

(1) 概要

病原体等が生物テロに使用された場合の国民への生命や健康に与える影響などを踏まえて、それらを所持する場合や輸入する場合には、届出を行うとともに適正に管理することとされています。

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者や輸入者から、その所持や輸入の届出、変更の届出の受理に関する業務を行っています。

(※) 根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(一口メモ) ～病原体等～

病原体等とは、感染症の病原体のほかに毒素（感染症の病原体によってつくられる物質であって、人の体内に入った場合に、人を発病させ、又は死亡させるものをいいます。）のことをいいます。病原体や細菌の病原性、国民の生命及び健康に対する影響に応じて、一種病原体等から四種病原体等まで特定病原体等として分類されています。

(2) 実績

(単位：件)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
所持又は輸入の届出の受理	0	0	0
所持又は輸入の変更届出の受理	7	11	1
不所持届の受理	2	0	2
計	9	11	3

3-2 検査

(1) 概要

特定病原体等を所持する場合には、その区分に応じて施設、保管、使用、運搬、滅菌などに関する基準の遵守が定められています。

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者を対象に、三種病原体等の取扱いや施設の基準の遵守状況を確認するため、適宜、立入検査を行っています。

また、立入施設が四種病原体等を併せて所持している場合は、その所持状況についても検査を行っています。

(※) 根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(2) 実績

ア 検査の実績

(単位：件)

令和5年度	令和6年度	令和7年度
5	4	2

イ 令和7年度の主な指導事項及び件数

指導事項	内 容	件 数
設 備	・機器の点検の記録を適切に残し、業者点検の記録を確認した形跡を残すこと	1
帳 簿	・三種病原体等の使用、保管、滅菌等に係る帳簿を整備し適切に記録を残すこと。	2

4. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱、表彰等について

(1) 概要

民生委員や児童委員は、県知事（指定都市、中核市の長を含みます。以下「県知事等」といいます。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱しています。

また、児童委員の中から、県知事等の推薦によって厚生労働大臣が主任児童委員を指名しています。

さらに、多年にわたり社会福祉の増進に貢献された民生委員や児童委員に対し、厚生労働大臣から感謝状の授与や表彰が行われます。

東海北陸厚生局では、管内6県に係る民生委員や児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名や厚生労働大臣感謝状などの授与の業務を行っています。

（※）根拠法令：民生委員法、児童福祉法

（一口メモ）～民生委員・児童委員・主任児童委員～

民生委員・児童委員とは、地域住民の立場に立って相談や援助を行うとともに、福祉事務所などの関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事する方々です。また、民生委員は、児童委員を兼務しています。

児童委員のうち主任児童委員は、児童相談所などの関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員や児童委員の任期は3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われます。直近では、令和7年に一斉改選が行われ、その任期は令和10年11月30日までとなっています。

(2) 実績

（単位：人、団体）

区 分	事務処理件数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
民生委員・児童委員の委嘱	724	524	32,801
民生委員・児童委員の解嘱	663	596	434
主任児童委員の指名	64	51	3,272
主任児童委員の解除	5	3	3
厚生労働大臣感謝状の授与	189	177	7,750
厚生労働大臣表彰状の授与	63	59	881

5. 児童扶養手当支給事務指導監査について

(1) 概要

各県・市が行う児童扶養手当支給に関する事務の円滑な実施の確保を図ることを目的として児童扶養手当の支給事務に関する指導監査を実施しています。

東海北陸厚生局では、各県は3年に1回程度、市及び福祉事務所を設置する町村は6年に1回程度の頻度により監査を行っています。

(※) 根拠法令：地方自治法第245条の4

(一〇メモ) ～児童扶養手当～

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

(2) 実績

ア 監査の実績

令和5年度	令和6年度	令和7年度
2県14市	14市	1県15市

イ 令和7年度の主な指導事項及び件数

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
主管課の業務体制の状況	0	0	0
関係機関等との連携の状況	0	0	0
広報の状況	0	0	0
規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、 整理及び保管状況	0	10	10
認定請求書受理の状況	1	2	3
認定請求書の審査及び決定の状況	9	27	36
現況届の処理状況	2	10	12
一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置 に係る事務処理の状況	0	10	10
受給資格喪失者に係る事務処理状況	1	2	3
その他	0	11	11
合 計	13	72	85

6. 保護施設に対する指導監査について

(1) 概要

保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、保護施設に対する指導監査や、地方自治体が行う保護施設に対する指導監査の実施状況に対する技術的助言を実施しています。

東海北陸厚生局では、管内の県及び指定都市、中核市が設置する保護施設（4施設）を対象として、概ね3年に1回の頻度で実地による監査を行っています。

（※）根拠法令：生活保護法第23条第1項、地方自治法第245条の4

（一口メモ）～保護施設～

保護施設とは、生活保護法第38条の規定に基づく、「救護施設」、「更生施設」、「授産施設」、「宿所提供施設」のことをいいます。

(2) 実績

ア 監査の実績

（単位：施設）

令和5年度	令和6年度	令和7年度
3	0	1

イ 令和7年度の主な指摘事項及び件数

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
労働時間の短縮等労働条件の改善	0	1	1
職員研修等資質向上対策	1	0	1
医学的管理（薬の管理）	0	1	1
感染症、非常災害時に備えた研修等	1	0	1
合 計	2	2	4

7. 生活保護法施行事務監査について

(1) 概要

生活保護制度における他法他施策の優先原理の徹底を図ること等を目的として、生活保護法施行事務に関する監査を行っています。

東海北陸厚生局では、管内の県及び指定都市、中核市を対象に自立支援医療（更生医療）の優先適用や向精神薬における重複処方状況に関する監査を実施しています。

（一〇メモ）～生活保護制度における他法他施策の優先～

生活保護制度の目的は、資産、能力などのすべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施することです。このため、年金や手当など他の制度で給付を受けることができる制度がある場合（自立支援医療（更生医療）など）は、生活保護法による保護に優先しその制度を活用しなければなりません。

(2) 実績

ア 監査時の確認件数

（単位：件）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
向精神薬における 重複処方の確認件数	316	267	265

イ 被保護者に対して向精神薬が重複して処方されていた理由

- 被保護者が異なる疾病で複数の医療機関を受診し、同一効能の向精神薬を処方されていたため。
- 従来受診している医療機関から向精神薬を処方されていた被保護者が、医療機関を切り替えた際に一時的に重複処方となったため。
- 頓服薬として使用されており、最初に処方された分を消費後に追加で処方されたため。
- 病院の長期休暇により一時的に重複処方になったため。

ウ 被保護者に対して自立支援医療（更生医療）が適用されていない主な理由

- 被保護者が更生医療指定病院以外の医療機関を受診していたため。
- 被保護者が更生医療指定病院から緊急搬送された医療機関への指定換えをしなかったため。
- 被保護者が更生医療の申請手続き中であつたため。
- 更生医療の認定を受けているにもかかわらず、被保護者が医療機関に更生医療受給者証を提示していなかったため。

8. 生活保護法の指定医療機関に対する指導検査について

(1) 概要

平成26年7月の改正生活保護法の施行に伴い、生活保護法に基づき指定された医療機関に対して、国（地方厚生局）と地方自治体による共同指導検査の実施が可能となりました。

東海北陸厚生局では、平成26年度から生活保護法指定医療機関において診療方針及び診療報酬の請求等を適正に行えるように、管内地方自治体と共同して個別指導を実施しています。

(2) 実績

（単位：件）

令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	1	1

（一口メモ）～生活保護法に基づく指定医療機関～

生活保護法の指定医療機関とは、生活保護法第49条に基づき、厚生労働大臣（国が開設した病院若しくは診療所又は薬局等）、都道府県知事（その他の病院若しくは診療所又は薬局等）が生活保護法に基づく医療を担当させるために指定した医療機関のことをいいます。

9. 障害者自立支援等業務に関する実地指導について

(1) 概要

障害者自立支援等業務の円滑かつ適正な実施を図るため、県が行う障害福祉サービス事業者などの指定事務や指導監査、市町村に対する指導などの状況について、実地により聴取し、助言などを行っています。

(※) 根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2条第3項
地方自治法第245条の4

(一〇メモ) ～障害者自立支援等業務～

障害者自立支援等業務とは、

- ・介護給付費（ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等）、訓練等給付費（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費、補装具及び障害児通所給付費等の支給決定業務
- ・移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援など市町村又は都道府県が行う障害者などへの自立支援に関する業務のことをいいます。

(2) 実績

ア 実施件数

(単位：県・市)

令和5年度	令和6年度	令和7年度
2	2	—

※厚生局としての業務は令和6年度まで

10. 障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制整備の届出内容の確認（一般検査）業務について

（１）概要

障害福祉サービス事業者等は、法令遵守のための業務管理体制を整備すること及びそれに関する事項を記載した届出書を関係行政機関（国、都道府県、市町村）に届け出ることが義務付けられています。

平成２９年度から国に届出のあった東海北陸管内の事業者を対象に、業務管理体制の整備・運用状況を確認するための検査を定期的実施しています。（一般検査）

また、都道府県知事からの要請を受けて業務管理体制の整備等についての検査を実施しています。（特別検査）

（※）根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法

（２）検査実績

① 一般検査

（単位：件）

令和５年度	令和６年度	令和７年度
4	6	—

② 特別検査

令和５年度	令和６年度	令和７年度
2	0	—

※厚生局としての業務は令和６年度まで

11. 各種養成施設の指定又は認定及び監督について

(1) 概要

各種養成施設の指定又は認定、養成施設の指定内容の変更に伴う審査、社会福祉士に係る「社会福祉に関する科目を定める省令」第5条第1項に基づく実習演習科目の確認（以下、「科目確認大学等」といいます。）等の業務を行っています。

なお、各種養成施設は、あん摩マッサージ指圧師等養成施設、栄養士養成施設、管理栄養士養成施設、社会福祉士学校、介護福祉士学校、精神保健福祉士学校です。

また、養成施設の設置計画や変更に係る事前相談に対する指導、養成施設の年次報告の受理を行っています。加えて、指導調査により、授業の実施状況や施設設備の整備状況等の法令等の遵守状況の確認も行っています。

(2) 実績

令和7年度における養成施設の指定等に関する業務については、次のとおりです。

また、指導調査に関しては、令和7年度養成施設等指導調査の基本方針に基づき実施するとともに、職種別に根拠法令等を明記した「自己点検表」を東海北陸厚生局のホームページに掲載のうえ、その利用を推奨しています。

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/bu_ka/shido_yosei/jikotenken.html)

ア 令和7年度の養成施設の指定等の実績

資 格	養成施設の指定	実習演習科目の確認	指定内容変更の承認	指定の取消	指定内容変更届の受理	年次報告書の受理	指導調査
あん摩マッサージ指圧師等養成施設	0	0	0	0	3	4	1
栄養士養成施設	1	0	5	1	6	15	0
管理栄養士養成施設	0	0	2	0	5	20	1
社会福祉士学校	0	0	0	0	0	0	0
介護福祉士学校	0	0	3	0	66	36	0
精神保健福祉士学校	0	0	0	0	0	0	0
小 計	1	0	10	1	80	75	2
科目確認大学等	0	0	0	1	64	0	0
合 計	1	0	10	2	144	75	2

イ 令和7年度の指摘事項及び件数

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
学則の記載内容が不明瞭、記載不備など	1	0	1
入学定員の超過、入学資格確認の書類不備など	0	0	0
専任教員の未配置、無資格教員による授業など	0	0	0
学則に定めた授業時間数の不足など	2	0	2
設備、備品等の整備状況の不備など	2	0	2
記録文書の整備状況の不備など	0	1	1
変更承認又は届出の未提出など	1	0	1
合 計	6	1	7

12. 介護技術講習制度に係る講習会の届出審査について

(1) 概要

「介護技術講習会」（介護福祉士養成施設等の設置者が実施）を受講することで、介護福祉士国家試験の実技試験を免除するものであり、実施者からの届出書を受理し、審査を行っています。（大学等文部科学省と共管の施設に限ります。）

(2) 実績

令和7年度は、届出がありませんでした。

13. 経営力向上計画に関する業務について

(1) 概要

「経営力向上計画」とは、人材育成や財務内容の分析、マーケティングの実施、ＩＴの利活用、生産性向上のための設備投資等、自社の経営力を向上するための計画で、経営力向上計画の認定を受けた事業者は、税制や金融の支援等の措置を受けることができます。

地方厚生局においては、厚生労働省が所管する事業のうち、介護分野、医療分野及び食品分野等を所管し、平成３０年４月から経営力向上計画の認定や調査等を行っています。

(2) 実績（認定件数及び業種）

（単位：件）

業種 年度	医療・ 福祉	サービス	製造	卸売・ 小売	教育	宿泊・ 飲食	生活関連	合 計
令和７年度	68	1	16	34	0	88	32	239